

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案

1. 改正の背景

土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成 29 年 5 月 19 日に公布された「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「改正土壤汚染対策法」という。）においては、汚染土壤処理業の許可の基準に係る使用人の範囲（改正土壤汚染対策法第 22 条第 3 項関係）を政令で定めることとされており、この規定については、改正法の公布から 1 年以内に施行することとされている。

本政令案は、汚染土壤処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を定めるために、土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

改正土壤汚染対策法第 22 条第 3 項第 2 号ホ及びへに規定する使用人は、汚染土壤処理業の許可の申請者の使用人で、①又は②に掲げるものの代表者であるものとする。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、汚染土壤の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
※廃棄物処理法等における使用人に係る許可基準と同様の内容

3. スケジュール

平成 29 年中を目途に公布し、平成 30 年 4 月 1 日に施行予定。